

会 議 録

会議名称	令和3年度 第3回 大空町廃棄物減量等推進審議会	
開催日時	令和3年10月13日(水)	午後6時02分から 午後7時00分まで
開催場所	東藻琴農村環境改善センター 研修室	
出席者の氏名	坂本一光 会長 原本光枝 副会長 藤本京一 委員、山本幸一委員、岩原 繁 委員、 菅野宏治 委員、大槻晶子 委員、田中優子 委員、 石川直美 委員、近藤慶子委員、嶋崎 武委員 事務局：住民課 星加課長、佐藤主幹 住民福祉課 阿部課長、下元主幹	
傍聴者の数	なし	
会議資料の名称	令和3年度 第3回 大空町廃棄物減量等推進審議会議案 資料1：改定案 資料2：改定案一覧表	
審議内容及び結果	<p>【審議内容】</p> <p>(1) ごみ収集運搬手数料及びごみ処分手数料の改定案について</p> <p>(2) 改定時期について</p> <p>(3) 見直し頻度について</p> <p>【審議結果】</p> <p>(1) ごみ収集運搬手数料及びごみ処分手数料の改定案について</p>	

①指定ごみ袋（ごみ収集運搬手数料）

現 行：1リットル当たり2円

改定後：1リットル当たり4円

②ごみ処分手数料

現行の10kg当たり90円のまま据え置き

③粗大ごみ処理券（ごみ収集運搬手数料）

現行の1枚300円のまま据え置き

④事業系ごみ処理券（ごみ収集運搬手数料）

現 行：1枚50円

改定後：1枚100円

（2）改定時期について

丁寧な住民への説明・周知が必要になる。

改定は、説明・周知終了後とする。

本審議会では決定しない。

（3）見直し頻度

3年毎に経費と収入のバランスを確認し、見直しの有無を決定する。

<審議会顛末>

1 開 会

〔会長〕 前回の審議会で、経費をリサイクルセンター管理運営等の資源物処理関係も含めた中で収入の割合を30%とすることが確認された。

今回は、事務局がそれに基づき改定案を示しているので、皆さんの意見を聞きたい。

2 議 事

（1）ごみ収集運搬手数料及びごみ処分手数料の改定案について

〔事務局〕 資料説明

〔委員〕粗大ごみの大きさにより、料金に差をつけることはできないか。

〔事務局〕可能である。しかし、大きさ・重さは受付時の聞き取りのみで実物を確認していない。

現在、収集員 1 名から 2 名で容易に収集車に運べる大きさ、重さまでを 1 個として同額で扱う今の方法は、事務的にも利用者的にも良いのではないかと考えている。

〔会長〕改定案の検討に入る。

指定ごみ袋は、一律 1 リットル当たり 2 円増額しなければ、収入の割合を 30% にすることができない。

指定ごみ袋は、1 リットル当たり 2 円増額し、4 円とすることで良いか。

(全委員賛同)

〔会長〕それでは指定ごみ袋は、一律 1 リットル当たり 4 円とすることで答申する。

足りない分は、ごみ処分手数料、粗大ごみ処理券、事業系ごみ処理券で賄うことになるが、どのように考えるか。

〔委員〕ごみ処分手数料は、直接搬入分である。

指定ごみ袋での回収は、高くてもやむをえないが、直接処理施設に持っていけば安く済むという方が町民の方も納得しやすいのではないか。

〔委員〕一般の家庭からは、指定ごみ袋で負担を高くするので、あとは事業者が残りを負担するというので、事業系ごみ処理券 50 円増額し、1 枚 100 円という考え方が良いと思

〔会長〕今、ごみ処分手数料、粗大ごみ処理券は据え置きで、事業系ごみ処理券を50円増額し100円とするという意見が出ているが、そのようなことでよろしいか。

（全委員賛同）

〔会長〕では、ごみ処分手数料、粗大ごみ処理券は据え置きで、事業系ごみ処理券を1枚100円とすることで答申する。

〔会長〕次に、改定の時期についてであるが、事務局から何かあるか。

〔事務局〕年度替わりの4月や、半年後の10月からというのがよくあるケースである。

今回の料金改定の案は、役場の内部での調整や議会の了承をいただく内容も含まれる。

また、町民への説明の機会も必要になることが考えられる。

周知期間や新型コロナウイルスの影響による所得の低下など社会・経済状況もある程度考慮すべきかという考え方もあると思う。

〔委員〕役場内部の調整というより、町民にしっかり説明することを優先して欲しい。この30%負担という考え方は知られていないと思う。設定当初は説明があったのかもしれないが、今、分かっている人はいないと思う。どうして30%というあたりも。ふれあいトーク等を使っても良いと思う。

事務局は大変だと思うがよろしく願いたい。

〔委員〕しっかり町民に説明していくことが重視

されるので、説明が終わってからとなる。この審議会ではいつからという結論は出せないのではないか。

〔会長〕 それでは、本審議会では改定時期を決められないということで良いか。

（全委員賛同）

〔会長〕 次に、見直し頻度についてであるが、事務局から何かあるか。

〔事務局〕 平成17年の料金設定から今まで料金改定が行われてこなかった。経費と収入の状況は、数年の平均で考える必要もあることから、ある程度の期間をあけて検討する必要がある。必ずその時に料金を改定するというのではなく、状況をチェックするというので、その頻度について皆さんの考えを伺いたい。

〔委員〕 他の手数料改定は、通常どのくらいの頻度で行われるのか。

〔事務局〕 3年ごとに見直すこととなっている。必ずそこで上げるというわけではなく、上げる必要があるものは上げる、必要のないものは据え置いたり下げたりする。

〔委員〕 廃棄物の手数料もそれと同じ3年で良いのではないか。

〔会長〕 3年という意見があるが、どうか。

（全委員賛同）

〔会長〕 それでは、3年毎に見直すこととする。

〔会長〕 以上で、諮問された案件の審議を終わることとする。その他事務局から何かあるか。

〔事務局〕 審議結果を基に作成した答申書案を作成する。後日、皆さんに確認いただきたい。

〔会長〕 以上で令和3年度第3回の廃棄物減量等推進審議会を閉じる。

【以上、午後7時00分 閉会】